

## 第一種特定原産地証明書発給システム 企業登録申請書の提出について

2020年12月24日

日本商工会議所

第一種特定原産地証明書発給システムの企業登録の申請書は、日本商工会議所国際部への郵送により提出を受け付けております。各判定事務所・発給事務所窓口では受け付けることができませんので、以下の宛先にご郵送いただきますよう、お願いいたします。

### <企業登録申請書類 提出先>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2番2号 丸の内二重橋ビル  
日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当  
電話番号：03-3283-7850

なお、日本商工会議所東京事務所は2021年1月より、現在の丸の内から上野へ移転いたします。判定審査・発給業務を行う東京事務所では企業登録書類の受け取りはできませんので、ご不便おかけいたしますが、ご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 【本件担当】

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明書担当

MAIL：[tokuteico@jcci.or.jp](mailto:tokuteico@jcci.or.jp)